保育施設利用申込み用チェックシート（No.1）

以下の項目は、保育施設利用申込みにあたって、保護者の方に特にお知らせ又はご確認いただきたい内容です。

保護者①氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

上記に氏名をご記入の上、ご理解いただけましたらチェックボックスに「✔」をいれて下さい。（★の項目は、該当する方のみご記入ください。）

□	1	認定申請や利用調整、審査方法(指数のしくみなど)はご理解いただけましたか。		
□	2	申込みは取り下げない限り、年度期間内(2月利用調整まで)は有効です。翌年度の利用申込みは改めてお手続きが必要です。		
□	3	申込み書類は、所定の締切日までに提出されたもののみ有効です。締切後に提出された書類は次の利用調整から有効です。		
□	4	保育の必要性の認定基準の確認及び利用者負担額算定のため、ご家庭や保育園、職場等に電話や訪問等で連絡を取らせていただく場合があります。		
□	5	利用内定(決定)されたときは、他に希望していた保育施設の申込みは取下げたものとみなします。(利用内定(決定)された園以外の保育施設への利用を希望する場合は、改めて転園等のお手続きが必要となります。)		
□	6	申込み後や保育施設利用内定(決定)後に世帯状況や就労状況等に変更があった場合は、保育・幼稚園係にすぐお届けください。虚偽あるいは書類の記載内容と実態が異なる申込みの場合、利用内定（決定）の取消や退所となる場合もあります。 また保育施設を退所する場合には、保育・幼稚園係の窓口に退所届の提出が必要です。		
□	7	利用希望園の場所や保育内容などを事前に確認されていますか。 申込書の希望施設の欄は、通える範囲内（入園後の勤務時間、勤務地、送り迎え等を考慮したもの）で希望する順番どおりに記載してください。市外の保育施設を希望される場合も同様です。		
□	8	提出の書類に記入漏れや誤りはありませんか。 (就労証明書は勤務先が記入するものです。内容、記入の誤りがないか確認してください。)		
	9	申込み後に、退職・転職の予定はありますか。 転職後、提出いただいた就労証明書より指数が下がる場合は、原則内定取消、または退園となります。転職まで1カ月以上間があく場合は転職先の就労証明書が必要です。	□ ない	□ ある（ □ 保護者1 □ 保護者２ ） 退職日: 年 月 日 転職日: 年 月 日
□	10	お子さんにしょうがい・アレルギー・手術歴・入院歴がある場合、食事制限や投薬の必要がある場合、保健センターや療育園等で発育上の指摘や相談をされたことがある場合には、利用申込み児童の状況書に記載してください。なお、ご記入いただいた情報は、利用希望申込み保育施設と共有します。		
□	11	お子さんのアレルギー源が米や小麦等主食にあたる場合や、アレルギー源によってアナフィラキシーショックを引き起こす可能性がある場合、または宗教上の理由による制限がある場合、保育施設での食事提供でなく、主食の持込やお弁当の持参となる場合があります。		
□	12	利用開始前に健康診断を受診しなかった場合や、健康診断の結果、集団保育ができないと判断された場合には、内定が取消しになる場合があります。		
□	13	利用開始後1～2週間程度は、なれ保育があります(お子さんの状況により期間が前後する場合があります)。		
□	14	延長保育を利用した場合、延長保育料がかかります。		
□	15	延長保育料(月極)は月を単位としており、日割り・時間割り等では計算しません。		
□	16	支給認定証の発行については、別途申請が必要です。(発行しないことで、不利益になることはありません。)		
□	17	きょうだいがすでに認可保育施設に在籍している場合、今回の申込児童の保育を必要とする事由および保育の必要量(利用時間)と同様に変更します。きょうだいで異なる保育の必要量(利用時間)にする必要がある場合には届け出が必要です。		
	18	申込時点で国立市に住民登録のない保護者はいますか。	□ いない	□ いる （ □ 保護者1 □ 保護者2 ）
	19	申込み後に転居・転出の予定はありますか。	□ ない	□ ある（ □ 市内転居 □ 市外転出 □ 転入 ） （時期: 年 月 日）
	20	申込み後に離婚・婚姻・同居者の増減員の予定はありますか。	□ ない	□ ある （ □ 離婚 □ 婚姻 □ その他（ ）） （時期: 年 月 日）
	21	現在妊娠中ですか。 ※妊娠している場合、母子手帳の写し(表紙と出産予定日のページ)をご提出ください。	□ 妊娠していない	□ 妊娠している （出産予定日: 年 月 日）
	22	**★【転出・転入(予定)で保育施設に現在在籍されている方へ】** 現在の保育施設に継続して通園する予定ですか。	□ 通園しない	□ 新しい園に転園できず次第退所する □ 継続通園する
□	23	**★【育児休業を取得中で転園を希望し、転園後も育児休業を継続希望される方へ】** 就労要件で入所し、現在在園中で、育児休業を取得中に転園をする場合、育児休業取得の対象児童が1歳児になる年度末まで保育施設に在園が可能です。(在園児が4歳・5歳クラスの場合は卒園まで)		

〔次ページに続く〕

保育施設利用申込み用チェックシート（No.2）

保護者① 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

上記に氏名をご記入の上、ご理解いただけましたらチェックボックスに「✔」をいれて下さい。（★の項目は、該当する方のみご記入ください。）

<table>
<tr><td rowspan="8">□</td><td rowspan="8">24</td><td rowspan="8">★育児休業からの復職を予定している方へ★</td><td rowspan="8">①育児休業を取得中の方は、利用開始月の翌月1日までに復職していただきます。<u>復職時には復職証明書を提出してください。</u>

利用開始月の翌月1日までに復職しない場合や、申込時の指数を下回る日数・時間での復職となった場合には、利用決定の取消し、又は退所となります。

（注）<u>復職後、短時間勤務制度等を取得し、契約時間より就労時間が短くなる場合には、申込み時点で就労証明書No.12に記載が必要です。</u>

（注）<u>就労時間等が申込み時点で未定の場合につきましては、考えられうる一番短い就労時間を記載ください。</u>

就労証明書No.12に記載がある場合は、No.12に記載の時間で指数付けを行います。記載がない場合（未定等を含む）は、原則としてNo.6に記載の契約時間等で指数付けを行います。

就労証明書No.12に記載がないが短時間勤務を利用する可能性がある場合や、No.12に記載の時間より短くなる可能性がある場合は、基準指数表（入所のしおりP16）の当てはまる区分を右欄で申告してください。</td><td>保護者①</td><td>保護者②</td></tr>
<tr><td>□ 就労証明書（No.6または12）どおりの日数・時間で復職します。</td><td>□ 就労証明書（No.6または12）どおりの日数・時間で復職します。</td></tr>
<tr><td>保護者①</td><td>保護者②</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労証明書に記載の時間より短い日数・時間で復職するので、以下の日数・時間での指数付けを希望します（時間には休憩時間を含みます）。</td></tr>
<tr><td>□ 週5日以上かつ週40時間以上</td><td>□ 週5日以上かつ週40時間以上</td></tr>
<tr><td>□ 週5日以上かつ週33時間以上</td><td>□ 週5日以上かつ週33時間以上</td></tr>
<tr><td>□ 週4日以上かつ週27時間以上</td><td>□ 週4日以上かつ週27時間以上</td></tr>
<tr><td>□ 週4日以上かつ週22時間以上</td><td>□ 週4日以上かつ週22時間以上</td></tr>
<tr><td>□ 週3日以上かつ週16時間以上</td><td>□ 週3日以上かつ週16時間以上</td></tr>
<tr><td>□ 週3日以上かつ週12時間以上</td><td>□ 週3日以上かつ週12時間以上</td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td></td><td>②希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できるので他の方より優先度を下げることに同意しますか。

※「はい」を選択した場合、利用調整において利用調整順位を最下位といたします。
※利用調整の結果、内定となることもありますのでご注意ください。</td><td colspan="2">保護者①（申請者）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>□ いいえ</td><td>□ ※はい</td></tr>
<tr><td>□</td><td>25</td><td colspan="4">★必要に応じて提出前に、提出書類一式のコピーをお取りください。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>26</td><td colspan="4">★【求職を事由として入所申込みをされる方へ】
求職を事由とした場合の利用期間は、原則として2か月間です。
期間内に週3日以上かつ週12時間以上を常態とした就労を開始し、就労証明書を提出された場合は、その後も入所を継続できます。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>27</td><td colspan="4">★【就労予定（内定）で入所申込みをされる方へ】
入所決定後、就労証明書を再提出していただきます。申込み状況と変わった場合には内定を取り消す場合があります。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>28</td><td colspan="4">★【出産を事由として入所申込みをされる方へ】
出産を事由とした場合の利用期間は、出産（予定）月及びその前後それぞれ2か月です。（多胎児の場合、産前は4カ月）
入所希望月が妊娠・出産要件の期間中の場合、他の要件と重なる場合でも原則的に妊娠・出産要件での申込みになります。そのため、利用調整を行う際も、出産区分の指数で行われます。
入所中に、要件が変更となる場合（復職する場合など）には、入所期間の延長が可能です。保育・幼稚園係にご相談ください。要件が変更にならない場合は、退所となります。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>29</td><td colspan="4">★【家庭的保育事業に入所申込みをされる方へ】
家庭的保育事業は、通常開所時間が8時間になります。開所曜日は原則月～金となります。受入は2歳児クラスまでです。また、入所児童の組合せによっては、必ずしも調整基準指数上位では決定しない場合があります。なお、月ぎめの延長保育はありません。緊急利用の延長保育にも回数に制限がある場合があります。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>30</td><td colspan="4">★【国立市外の保育所に入所申込みをされる方へ】
保育施設等のある自治体に、申込み受付の可否、申込み締切日、必要書類等の確認をした上で申込みをしていますか。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>31</td><td colspan="4">★【和光保育園・小百合学園の入所申込みをされる方へ】
土曜日の延長保育はありません。
小百合学園(3歳クラス～5歳クラス)は、入所に際し入園準備金7万円の納入が必要です。

★【かえるの森の入所申込みをされる方へ】
月ぎめ延長保育はありません。

★【公立保育園（なかよし・西・東）の入所申込みをされる方へ】
国立市では、公立保育園の民営化に取り組んでいます。矢川保育園の民営化の効果検証を行ったのち、2園目以降の民営化を進めます。詳細はP43「公立保育園民営化の取組について」を必ずお読みください。

★【こぐまこどものいえ・さくらっこ・あじさい・ひいふうみ・パピー・バンビに入所申込みをされる方へ】
2歳児クラスまでの年限がある施設です。3歳児クラスの進級は改めて申込みが必要となり、利用調整を行います(入所年齢満了による加点あり)。</td></tr>
</table>